

# 公益社団法人西入間青年会議所寄付金等取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人西入間青年会議所（以下「この法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (寄付金の種類及び募集)

第2条 この法人が受領する寄付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が使途を特定せずに寄付した寄付金
- (2) 特定寄付金 寄付者が寄付の申込みにあたり、あらかじめ使途を特定した寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の物品を含むものとする。

3 この法人は、常時、寄付金を募ることができる。

## (寄付金の使途)

第3条 一般寄付金は、公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。

2 特定寄付金は、寄付者の特定した使途に使用しなければならない。

## (受領書の交付)

第4条 寄付金を受領したときは、寄付者の求めに応じて遅滞なく受領書を寄付者に送付するものとする。

## (寄付金受け入れの辞退)

第5条 寄付金が次の各号のいずれかに該当する場合若しくはその恐れがある場合には、当該寄付金の受け入れを辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を得る場合。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この法人の業務執行上支障があると認められる場合及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。

## (情報公開)

第6条 この法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の

認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所に備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。